

令和二年九月二十三日付け広島県報（定期）第七十三号で登載の広島県公告（都市計画法の規定による公聴会の開催）における次の公聴会については、公述の申出がなかつたため中止する。

令和二年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一日時

令和二年十月二十二日（木）午後二時から午後四時まで

二場所

三次市立十日市コミュニティセンター（三次市十日市南一丁目二番十八号）

三事業案

備北圏域都市計画マスター・プラン（素案）について

（素案の概要是別記のとおり）

四公聴会の中止に関する問合せ先

広島市中区基町一〇番五二号

土木建築局都市計画課（電話〔〇八二〕五一三一四一一七「ダイヤルイン」）

（別記）

備北圏域都市計画マスター・プラン（素案）の概要

一 令和十二年を目標年次とする。  
二 次に掲げる事項を定める。

1 都市計画法第七条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

2 都市計画の目標

3 1に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針